○外務省告示第三十九号

令和八年一月十四日にホニアラで、ソロモン諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の額　一億四千七百万円

3　贈与の供与期限　令和十年一月三十一日

4　署名者

日本側　丸尾克昌在ソロモン臨時代理大使

ソロモン側　ピーター・シャネル・アゴバカ外務貿易大臣

令和八年二月五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四十号

令和八年一月十四日にホニアラで、ソロモン諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の額　一億八千三百万円

3　贈与の供与期限　令和十年一月三十一日

4　署名者

日本側　丸尾克昌在ソロモン臨時代理大使

ソロモン側　ピーター・シャネル・アゴバカ外務貿易大臣

令和八年二月五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四十一号

令和八年一月八日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の額　八億五千五百万円

3　贈与の供与期限　令和十年一月三十一日

4　署名者

日本側　高田勇深在フィジー大使館参事官

フィジー側　マジウ・ナルミサ住宅・地方政府大臣

令和八年二月五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四十二号

令和八年一月九日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億六千四百万円

3　署名者

日本側　高田勇深在フィジー大使館参事官

フィジー側　ロ・フィリペ・トゥイサワウ公共事業・気象サービス・運輸大臣

令和八年二月五日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町民谷字宇山一一八七の一、一一八七の五、一一八七の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県栃木市大平町西山田字平野三五〇三の一、三五〇三の六、三五〇四、字内堀山三五〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、三五〇五の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平野三五〇三の六・字内堀山三五〇五の一・三五〇五の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町上野六五九の一、一〇三五の二、一〇三五の三、一〇三五の五、一〇七五の一、一〇七六の二、一〇七七の一、一〇七七の二、一〇七八、一〇七九の三、一〇七九の四、一〇七九の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町深野字深野三一三の二、五五九の一、五五九の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深野三一三の二・五五九の一・五五九の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県益田市匹見町紙祖イ一五一九、イ一八〇五、イ一八一四、イ一八一四の一、イ一八一六からイ一八一八まで、イ一八一七の一、イ一八一八の続一、イ一八一八の続二、イ一八一八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

匹見町紙祖イ一五一九・イ一八一六・イ一八一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）